

身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

I. 理念

身体拘束は、利用者の権利である自由を制限するだけでなく、身体的にも弊害を伴うものです。したがって、支援に携わるにあたっては身体拘束を行わないことが原則です。しかしながら、身体拘束を行わないことで、利用者本人や他の利用者に危害が及ぶ場合等、やむを得ず身体拘束を行わなければならない状態が発生することも考えられるため、本指針では、適切なプロセスと身体拘束適正化に向けた取り組みを定めます。

2. 方針

I. 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として以下のような身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

【社会福祉法人幸福会における身体拘束の具体的な行為】

- (1) 頭を柱や壁に強くぶつける、自らの体を激しく傷つけるなどの自傷を一時的に職員の体で制止する。
- (2) 周囲の人に殴る・噛みつく・蹴る・つばをかける・髪を引っ張る等の他害を一時的に職員の体で制止する。
- (3) 健康診断などにおいて、体や腕を一時的に抑える。
- (4) 公道等に急に飛び出した時、あるいは飛び出さないように職員の体で制止する。
- (5) 場所の移動など、無理やり手を引っ張るような本人が嫌がる対応をする。
- (6) 本人を落ち着かせるために、クールダウン・タイムアウト室（無施錠）へ移動させる支援方法を行なっている。
- (7) 本人が嫌がる定時排泄を無理にでも行う。
- (8) 電話・メール利用ができないのに無理やりGPS携帯を所持させている。
- (9) 食べ物・飲み物を摂り過ぎないように職員が体で制止する。
- (10) 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルなどをつける。
- (11) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (12) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (13) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (14) てんかんによる転倒による怪我の防止のためのヘッドギヤ（頭部保護帽）を着用する。
- (15) 自傷防止のためのヘッドギヤ（頭部保護帽）を着用する。
- (16) 「ちょっと待って」「じっとして」等行動を制限する言葉かけを行う。

II. 身体拘束を行なわざるを得ない場合

当法人では、身体拘束を行わないことが原則ですが、利用者の生命または身体を保護するため、3要件を満たす場合に限り、本人・家族への説明を行い、同意を得た上で身体拘束を実施します。

【身体拘束実施の基準となる 3 要件】

- (1) 利用者本人または他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと（切迫性）
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替手段がないこと
(非代替性)
- (3) 身体拘束その他の行動制限が必要最低限の期間であること
(一時性)

Ⅲ. 法人としての方針

当法人は、身体拘束の廃止に向け、以下の方針を全ての職員に周知徹底します。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものであることを理解する
- (2) 身体拘束を許容する考え方はせず、安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- (4) 身体拘束廃止に向けて常に努力する
- (5) 支援に携わる全員の強い意志で支援の本質を考える
- (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない
- (7) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる
- (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
- (9) やむを得ない場合、利用者・家族に十分な説明を行なった上で身体拘束を行なう
- (10) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、身体拘束ゼロを目指す
- (11) 利用者の人権を最優先に考慮する

3. 身体拘束等適正化のための体制・取り組みについて

当法人では、身体拘束適正化のための体制を維持・強化しながら、以下の取り組みを継続的に実施していきます。

I. 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

身体拘束適正化委員会（委員会）を設置し、本法人で身体拘束適正化を目指すための取り組みなどの確認・改善を検討します。過去に身体拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は 3 か月に 1 度の頻度で開催します。緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束の実施状況の確認や 3 要件を具体的に検討します。

II. 委員会の構成員

委員会の構成員は、理事長、管理者、サービス管理責任者、看護師等とします。

III. 構成員の役割

- 招集者 ～ 理事長もしくはサービス管理責任者
- 記録者 ～ サービス管理責任者

IV. 委員会の検討項目

- (1) 前回の振り返り
- (2) 3要件（切迫性、非代替性、一時性）の再確認
- (3)（身体拘束を行っている利用者がある場合）3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。
- (4)（身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合）3要件の該当状況、特に代替案について検討する。
- (5) 今後やむを得ず身体拘束が必要との意見調整の進め方の検討
- (6) 意識啓発や予防対策など必要な事項の確認・見直し
- (7) 今後の予定（研修・次回委員会）
- (8) 今回の議論のまとめ・共有

V. 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員へ周知徹底します。

VI. 身体拘束適正化のための研修

身体拘束適正化のため、支援員、その他従業者に対して職員採用時の他、定期的に研修を実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

4. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

①身体拘束適正化委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要件をすべて満たしているかどうかについての検討・確認を行います。要件を確認した上で、身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成します。また、防止に向けた取り組み、改善の検討会を早急に行い、実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法等を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法等を記録します。また、当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次委員会にて検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

5. 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について

I. 座位保持装置等の使用の目的

身体に重度の障がいのある利用者は、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても安楽に座位が取れるように椅子の形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行・疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

II. 座位保持装置等の使用に際する注意点

座位保持装置等にみられるベルトやテーブルの使用については、障がい者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的があるため、たとえ身体拘束に該当する行為が、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるとしても、一律に身体拘束と判断することは適当ではないと考えます。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障がい者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当するため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当ではありません。

III. 計画書への記載と記録について

座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐため、支援計画に座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間について記載し、日々記録します。支援を行っていく上で、長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止する取り組みも併せて実施していきます。

6. 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。